



第1章 計画策定にあたって



1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の期間
3. 計画の対象

第1章 計画策定にあたって

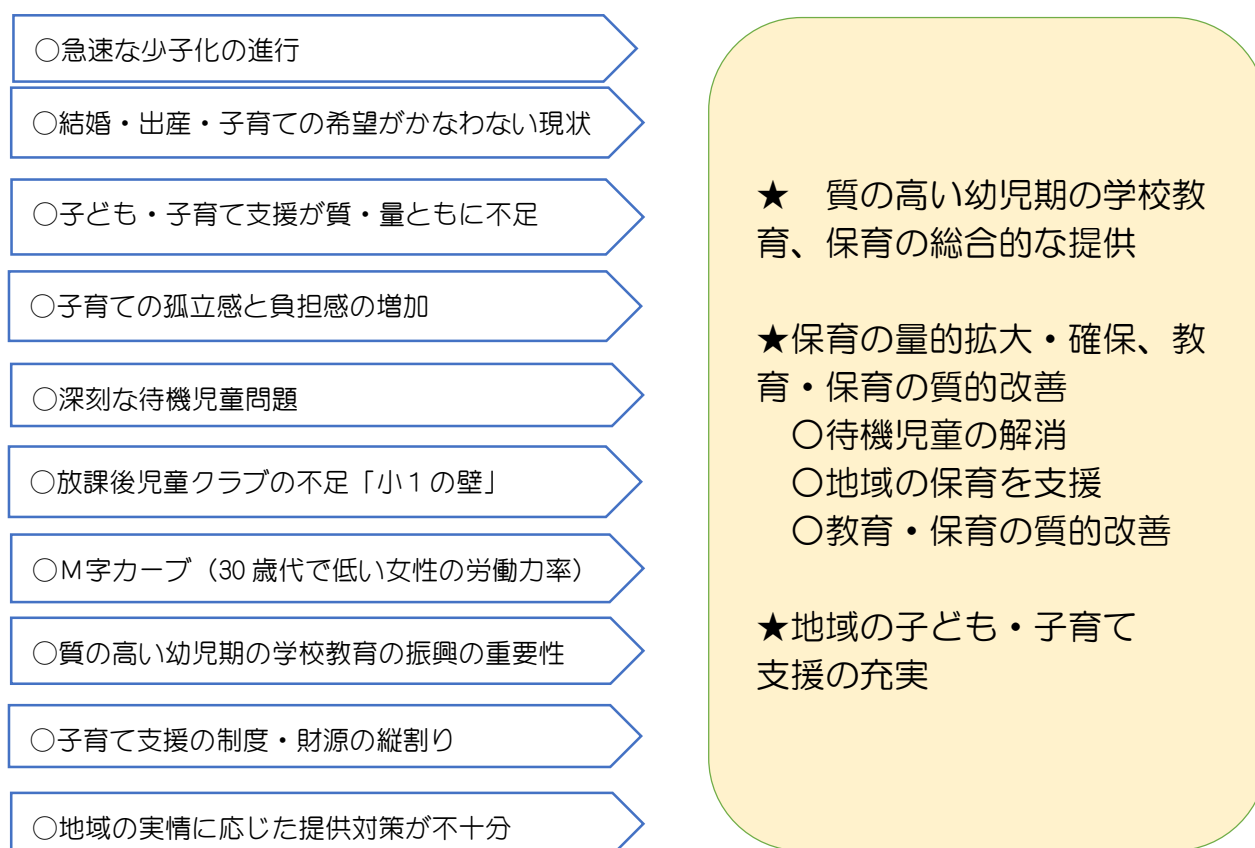
1 計画策定の背景と趣旨

(1) 子育てをめぐる現状と課題について

急速な少子高齢化の進行は、人口構造のアンバランスを生じさせ、労働人口の減少、年金・医療費などの社会保障費用の負担の増加、地域社会の活力の低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、子育てをする環境では、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による不安や孤立化など、環境がますます厳しくなっています。さらに、女性の社会進出や、共働き家庭の増加、女性の就労状況の多様化により、子育てを社会全体で支援していくことが必要となってきました。保育所に子どもを預けたくても、希望する保育所の定員が満員であることから、多くの待機児童が発生し、子育てと仕事を両立できる環境整備が十分ではない状況が生じています。

図表 1-1 日本の子育てをめぐる現状



(2) これまでの少子化対策の取り組み

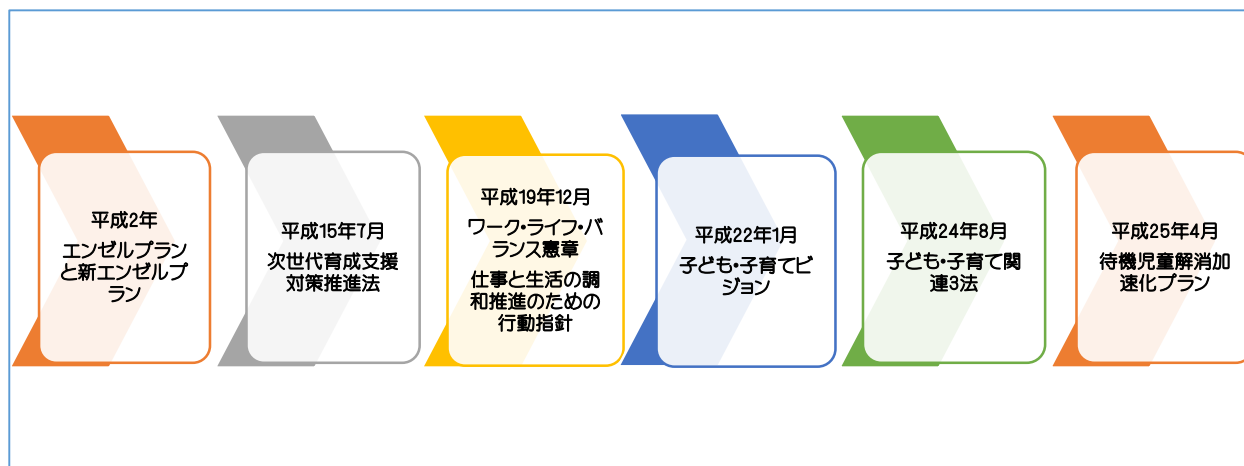
このような状況下、国においては、少子化対策として以下の取り組みを行っております。

平成2年の「1.57 ショック¹」を契機に、政府は、仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的計画について」（新エンゼルプラン）が策定されました。

平成15年7月には、家庭や地域における子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律は、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取り組みを促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしたものです。

平成22年1月には、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討が始まり、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

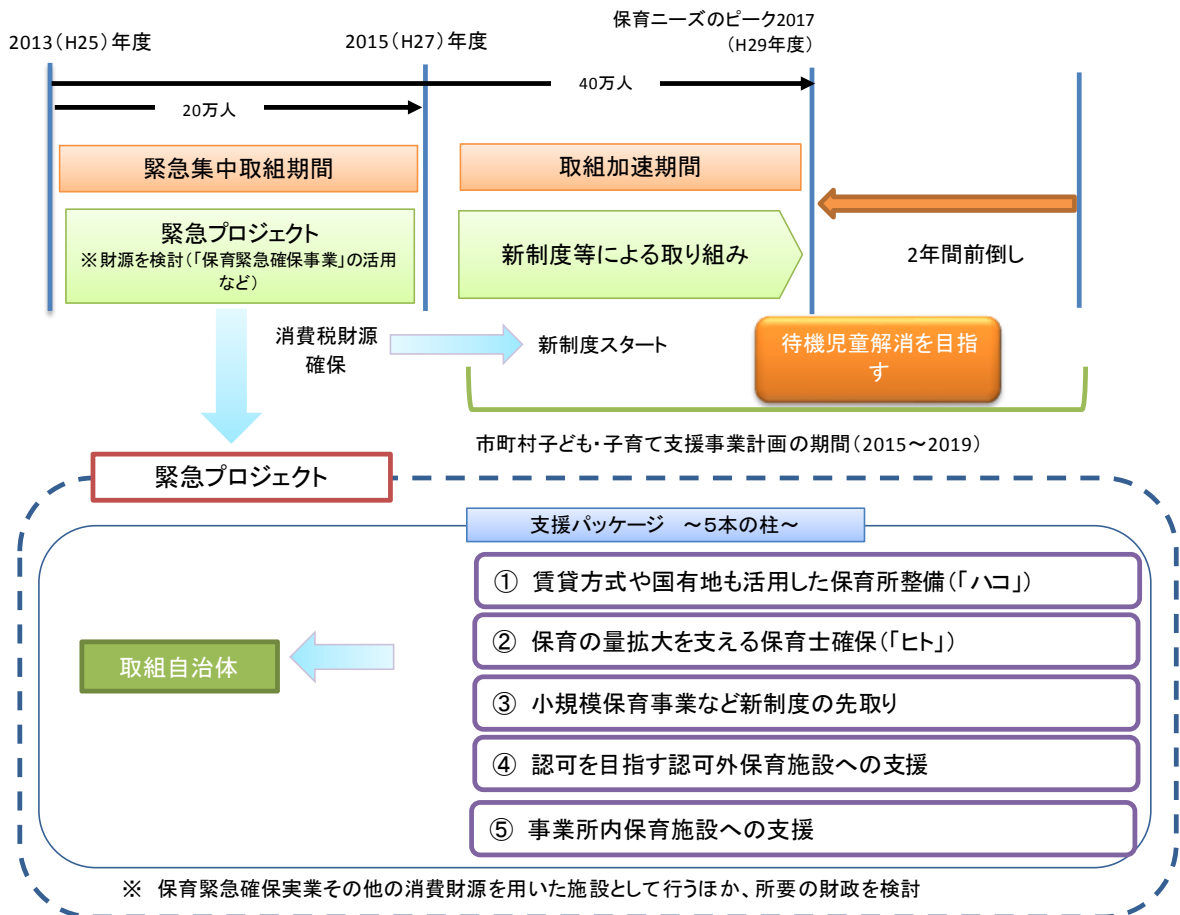
図表 1-2 少子化対策の取り組みの推移



¹ 「ひのえうま」という特殊要因により今まで最低だった1966年の合計特殊出生率1.58より、さらに下回る出生率1.57と判明した際の衝撃のことをいう。

さらに、平成25年4月には、緊急の課題である待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成27年度に予定している子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取り組みを全面的に支援しています。

図表 1-3 待機児童解消加速化プラン



出典：厚生労働省資料

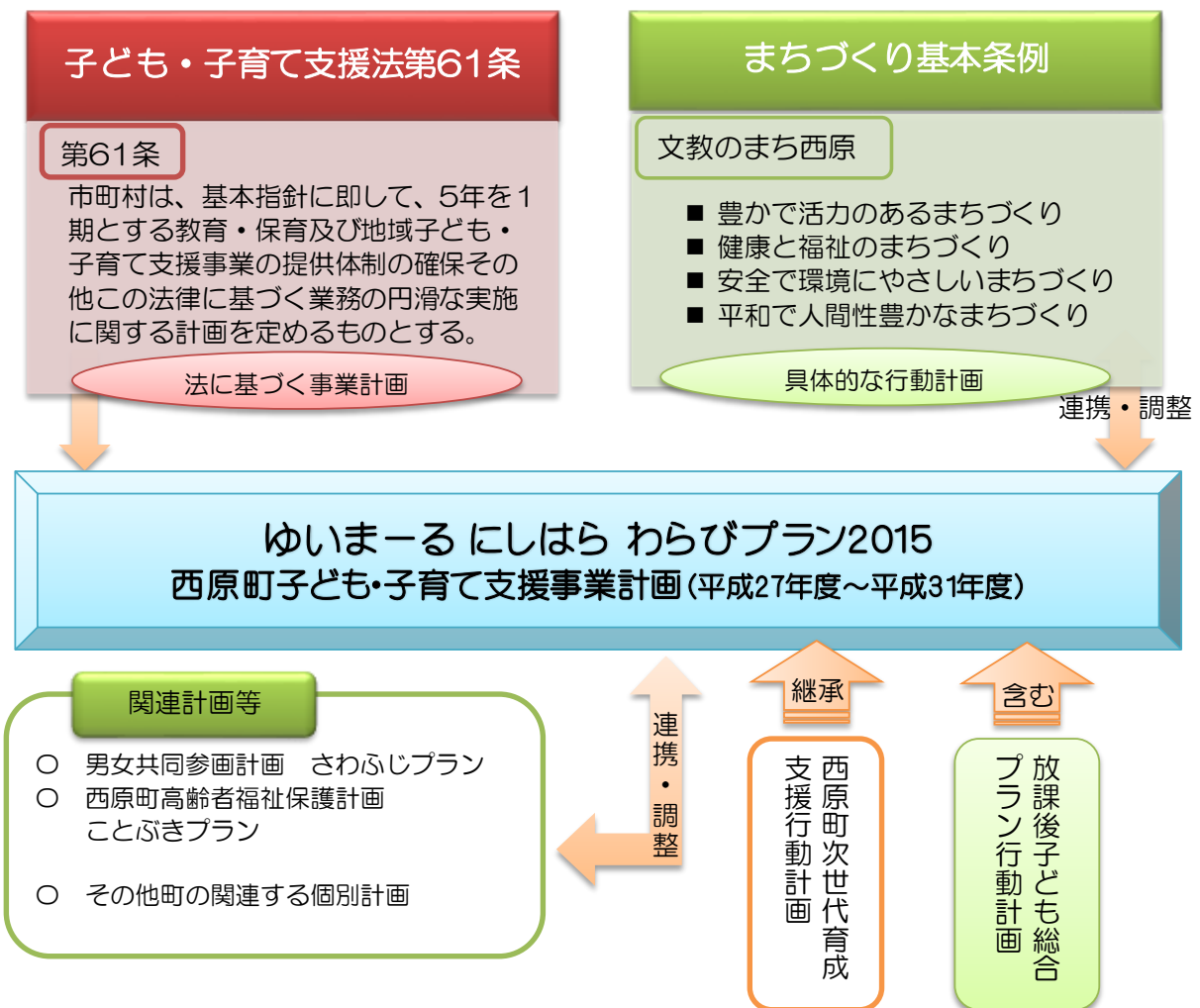
(3) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「保護者が子育てについての第一義的責任を有すること」を認識しつつ、すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支援し、「保育の量的拡充・拡大」、「すべての子どもに質の高い教育・保育の安定的な提供」、「地域子ども・子育て支援の充実」を目指すものとしています。

また、本計画内容とも関連する、「西原町次世代育成支援行動計画（にしはらわらびプラン）」や放課後子ども総合プラン行動計画の内容も包含し、一体的に策定するものとします。

なお、本計画は町の基本指針である「まちづくり基本条例」を最高規範として、子ども・子育てに関する各種計画や、「西原町の教育主要施策」との連携により、整合性を図りながら策定します。

図表 1-4 計画の位置づけ



2 計画の期間

本計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を計画期間とします。



3 計画の対象

本計画の対象は、おおむね18歳未満の子どもとその家族を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後、親となる若い世代も対象としています。

